

# 学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ運営協議会規程

制定 令和2年12月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「本事業」という。）運営協議会の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 本事業の運営の状況の確認及び改善に関する事項
- 二 本事業の取り組みに係る評価及び改善に関する事項
- 三 その他プログラムマネージャーの諮問する事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本事業代表機関及び共同実施機関の理事または副学長
- 二 本事業プログラムマネージャー
- 三 その他運営協議会が必要と認めた者

(議長)

第4条 運営協議会に議長を置き、代表機関の委員をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(開催)

第5条 運営協議会は、原則として年1回開催する。

- 2 運営協議会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月23日から施行し、令和2年11月13日から適用する。